

派遣元責任者の
変更の場合



※ 再交付 年月日 年 月 日
書 換

~~許可証再交付申請書~~
~~労働者派遣事業変更届出書~~
~~労働者派遣事業変更届出書及び許可証書換申請書~~

提出日を記載

平成29年 4月10日

厚生労働大臣 殿

申請者 **株式会社 東京労働局**
届出者 **代表取締役社長 東京太郎** 代表者印

- ~~1 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第8条第3項の規定により下記のとおり許可証の再交付を申請します。~~
- 2 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第11条第1項の規定により下記のとおり届け出ます。
- ~~3 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第11条第4項の規定により下記のとおり許可証の書換えを申請します。~~
- ~~4 届出者（法人にあつては役員を含む。）は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第6条各号（個大にあつては第1号から第9号まで、第11号及び第12号）のいずれにも該当しないことを誓約します。~~
- 5 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第36条の規定により選任する派遣元責任者については、未成年者でないこと、同法第6条第1号から第8号までのいずれにも該当しないこと及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第29条の2に規定する基準に適合することを誓約します。

1 許可番号	般13-010106	2 許可年月日	平成28年 4月 1日
3 (ふりがな) 氏名又は名称	かぶしきかいしゃ じゅきゅうちょうせいじぎょうぶ 株式会社 需給調整事業部		
4 住所	〒(108-8432) 東京都千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎 (03) 3452-●●●●		
5 (ふりがな) 代表者の氏名 (法人の場合)	だいひょうとりしまりやくしゃちょう とうきょうたろう 代表取締役社長 東京太郎		
6 (ふりがな) 事業所の名称	かぶしきかいしゃ じゅきゅうちょうせいじぎょうぶ かいがんしてん 株式会社 需給調整事業部 海岸支店		
7 事業所の所在地	〒(108-8432) 東京都港区海岸3-9-45 海岸庁舎 (03) 3452-▲▲▲▲		
※			

派遣元責任者
を変更する場合は、
所属する事業
所の名称及び
所在地を記入
してください。

収入印紙
(消印しては
ならない。)

収入印紙の貼付は必要ありません。



8 変更の内容										
変更に係る事項	変更後				変更前				変更年月日	
① (ふりがな) 氏名又は名称	-----				-----				年 月 日	
② 住 所	〒 () () -				〒 () () -				年 月 日	
③ 代表者の氏名 (法人の場合)	-----				-----				年 月 日	
④ 役員の氏名及び住所 (法人の場合)	(ふりがな)	-----			(ふりがな)	-----			年 月 日	
	氏 名	-----			氏 名	-----				
	住 所	-----			住 所	-----				
⑤ (ふりがな) 事業所の名称	-----				-----				年 月 日	
⑥ 事業所の所在地	〒 () 変更対象の派遣元責任者が複数いる場合は、別紙に記載してください。				〒 () 派遣元責任者が同時に製造業務専門の派遣元責任者として選任する場合は○印をしてください。				年 月 日	
⑦ 特定製造業務への労働者派遣	開始年月日		年	月	日	終了年月日		年	月	日
⑧ 派遣元責任者の氏名、住所等	(ふりがな)	はけん たろう			(ふりがな)	はけん はなこ			平成29年4月1日	
	氏 名	派遣 太郎			氏 名	派遣 花子				
	住 所	品川区○○1-1-1			住 所	港区△△2-2-2				
	備考	平成29年2月1日 東京都			備考					
⑨ 労働者派遣事業を行う事業所の新設										
イ 事業開始年月日	-----		年	月	日	-----		年	月	日
ロ (ふりがな) 事業所の名称	-----				-----				年 月 日	
ハ 事業所の所在地	〒 ()				() -					
ニ 特定製造業務への労働者派遣の実施の有無					1 有		2 無			

変更対象の派遣元責任者が複数いる場合は、別紙に記載してください。

派遣元責任者が同時に製造業務専門の派遣元責任者として選任する場合は○印をしてください。

派遣元責任者講習の受講日及び受講した都道府県名を記載してください。

派遣元責任者が同時にキャリア・コンサルティング担当者として選任する場合は○印を記載してください。



変更に係る事項	変 更 後				変 更 前				変更年月日
④ 役員の氏名及び住所 (法人の場合)	(ふりがな)				(ふりがな)				年 月 日
	氏名				氏名				
	住所				住所				
	(ふりがな)				(ふりがな)				年 月 日
	氏名				氏名				
	住所				住所				
	(ふりがな)				(ふりがな)				年 月 日
	氏名				氏名				
	住所				住所				
	(ふりがな)				(ふりがな)				年 月 日
	氏名				氏名				
	住所				住所				
⑧ 派遣元責任者の 氏名、住所等	(ふりがな)	とうきょう いちろう	製造業 務専門		(ふりがな)	とうきょう はなこ	製造業 務専門		平成29年4月1日
	氏名	東京 一郎	キャリ ア担 当者	○	氏名	東京 花子	キャリ ア担 当者	○	
	住所	千代田区九段南1-2-1 カーサ九段下805			住所	港区海岸3-9-45 コー ポ海岸505			
	備考	平成29年3月10日 神奈川県			備考				
	(ふりがな)	とうきょう しろう	製造業 務専門		(ふりがな)				平成29年4月3日
	氏名	東京 四郎	キャリ ア担 当者	○	氏名				
	住所	千代田区九段南1-2-1 カーサ九段下805			住所				
	備考	派遣法施行規則第8条第4項の規定により添付書類省略 群馬営業所			備考				
	(ふりがな)		製造業 務専門		(ふりがな)	とうきょう いちこ	製造業 務専門		平成29年4月5日
	氏名		キャリ ア担 当者		氏名	東京 いち子	キャリ ア担 当者	○	
	住所				住所	港区海岸3-9-45 コー ポ海岸505			
	備考				備考				

記入欄が不足する場合は、
④欄を削除し、派遣元責任者の欄を増やして作成してください。

追加の場合

社内の人事異動のため、添付書類を省略する場合に記載。

退任のみの場合



ホ 派遣元責任者の氏名、職名、住所等						
(ふりがな) ----- 氏名	職名	住所			製造業 業務専門	キャリア 担当者

ヘ キャリア・コンサルティングの担当者の氏名及び職名（ホと同じ者の場合は記載を要しない）						
(ふりがな) ----- 氏名		職名		備考		
※						
⑩ 労働者派遣事業を行う事業所の廃止						
(ふりがな) イ 事業所の名称	-----					
ロ 事業所の所在地	〒 () () -					
ハ 廃止年月日	年 月 日					
ニ 事業所の廃止理由						
※						
9 再交付を申請する理由						
※						
10 備考	申請担当者：〇〇課 役職名：総務課長 佐藤〇〇 電話 03 (3452) 〇〇〇〇					

申請担当者のお名前と連絡先を記載してください。

派遣元責任者の変更について

《提出様式》

- 労働者派遣事業変更届出書（様式第5号） 原本1部、写し2部

【添付書類】

- ① 就任した方の住民票の写し（本籍地、または国籍及び在留資格記載のもの） 原本1部、写し1部
 - * マイナンバー（個人番号）の記載のないもの（全世帯分は不要）
 - * 役員が兼務する場合、氏名・住所に変更が無ければ省略可能
- ② 就任した方の履歴書 原本1部、写し1部
 - * 写真は不要
 - * 「氏名」「生年月日」「住所」「最終学歴」「賞罰の有無」を記載
 - 職歴は「入社・退社の年月」「役員の就任・退任の年月」を明記し、空白期間のないように記載。
 - （例）求職活動、法人設立準備等詳細に記載すること。
- ③ 派遣元責任者講習受講証明書 写し2部

（注）派遣元責任者が人事異動により他の事業所で引き続き派遣元責任者に選任される場合は、②③及び住所に変更が無い場合は①を省略することが出来ます。
省略する場合は、備考欄に「派遣法施行規則第8条第4項の規定により添付書類省略」と記載し、前職の事業所の名称を記入してください。

- 提出期限：変更日の翌日から30日以内

よくある質問

Q1 複数の派遣元責任者の変更を行う場合、記入欄が一つしかないが、どのようにすればよいのか？

A 別紙として、派遣元責任者の氏名及び住所、変更年月日等、必要な項目を記入して提出してください。変更届(5号様式)に必要な行を挿入して作成していただいても大丈夫です。

Q2 変更届の表面の1～5の項目は、どれを抹消すればよいですか？

A 代表者及び役員の場合は、2, 4以外の1, 3, 5を二重線で抹消、派遣元責任者の場合は、2, 5以外の1, 3, 4を二重線で抹消、法人の住所又は所在地等の場合は、2, 3以外の1, 4, 5を二重線で抹消してください。

Q3 派遣元責任者講習は、いつまでに受講しないといけませんか？

A 変更日より前かつ申請の受理日前3年以内に受講している必要があります。

Q4 派遣元責任者は、代表取締役でもなれますか？また、他社から出向している者を選任することは可能ですか？

A 代表取締役や役員、役職が無い者でも、3年以上の雇用管理の経験を有するなど派遣元責任者の条件を満たせば、派遣元責任者に選任することが出来ます。なお、他社から出向している者を派遣元責任者として選任する場合は、出向先で派遣元責任者として専念する旨の誓約書(出向元からの証明)を提出する必要があります。詳細は労働局にお問い合わせください。

Q5 代表取締役社長が派遣元責任者を兼ねる場合は、他に従業員がいなくても派遣の許可を受けることは可能ですか？

A 派遣元責任者が不在の場合の臨時の職務代行者をあらかじめ選任する必要があります。また、派遣元責任者は苦情処理等の場合に、日帰りで往復できる地域に労働者派遣を行う必要があります。